

市総務局人事部人事課長、給与課長以下、市労組連執行委員長以下との本交渉

令和5年5月1日（月曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

本日は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う勤務労働条件について提案をさせていただく。提案内容はお手元にお配りをしておりである。先週27日、厚生労働省において、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることが決定された。これにより、これまで新型コロナウイルス感染症に関して対応してきた、特別休暇の付与、予防接種を受ける場合等における職務に専念する義務の免除、特殊勤務手当の特例措置について、国家公務員における取扱いが令和5年5月7日で終了することとなるため、本市においても均衡の原則に沿って、国家公務員と同様に令和5年5月7日をもって取扱いを終了して参りたい。規則改正の手続き等を考慮すると、大型連休の関係もあって本日がぎりぎりの日程となるため、皆様方には判断をいただきたい。以上、何卒よろしくお願いする。

（組合）

今提案を受けた後であるが、我々としてのこの特例措置に関わって、一つ申し入れをしたい。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う特例措置に関わる申し入れということで、よろしくお願いする。我々としては申し入れをさせていただいたが、5月8日に引き下げられたからといって、今現在新型コロナウイルス感染症は4週続けて前週比を上回っているというところで、この大阪のモデルでも明らかに増加傾向ということでは第9波が起きるのではないかということが言われているが、そういった中でこの感染症法上の位置付けが引き下げられたからといって、それをもうすぐにすべて廃止するというのは感染の大幅な再拡大、この全国一死亡者が多い大阪で再拡大を引き起こしかねないというところで、また職場においてもこの感染が増えれば、行政運営や教育行政にも大きな支障を起こしかねない。もうすでに全国のいくつかの市町村で、職員の多数がコロナに感染して、業務に支障が出ているというところも出ている中で、地方公共団体としてそういうことを起こさないためにも絶対避けなければならないというところでは、新型コロナウイルス感染症に対する対策を継続していく必要があるのではないかというふうに思っている。そこに掲げている要求内容、とりわけ、引き下げられるといっても、このコロナウイルスの特性とか感染力が変わるわけではなく、今新たに更に変異株が出てきているというところで、とりわけ罹患時に重篤になりやすい高齢者とか基礎疾患のある方とか妊婦とかその配偶者とかいったところについては、ワクチン接種の努力義務は続いている。65歳以上の人とか、そういったところに対しての職務専念義務の継続とか、非正規職員で、正規は病気休暇で対応できるかもしれないが、非正規のところでは病気休暇がただ

でさえ無給であって日数も少ないというところでは、生活がかかっている。厚生労働省が感染した場合に5日間の療養、待機を推奨しているわけで、それならば、この非正規のところについては特別休暇を継続すべきであるというふうに強く思っている。今日判断していただきたいということであるが、最低限そのところを継続してもらいたい。本当に非正規の方たちにとっては生活に関わる、収入が途絶えるということになるので何とかしていただきたいというふうに強く思うので是非検討いただきたい。

今言っている非正規の部分であるが、本当に休みも少ないし、楽な仕事をしているのではなく、きちっと仕事をしている。それで病気になった時に無給であるというのと、休みがやっぱり本当に取れない。でも、この特別休暇があつたら、ちゃんとこれで行きなさいということで、職場でも行きやすい。本当に非正規の職員がいなかったら職場は回らない。それで、その人が罹患したときに、やっぱりきちっと治療が受けられるようにして欲しいというのは、もういろんな面でも書記長から言ったと思うが、生活がかかっているというところが大きい。もしこれをやるのであれば、非正規の病休を有給にするとか、やっぱりきちっとそこはすべきだと思う。この連休明けからどんなふうになるかわからないが、やっぱり不安を抱えている。自分もならないようにというのはもちろん気をつけるし、完全になくなったというわけではなくて、その中で仕事をする中ではいつ自分が罹患するかわからないというのですごく不安に思っている。だから、やっぱりそこはちょっと国がこう言っているからというのではなくて、大阪市として、よそのところではそういうのをやっているところがあると聞いているので、ちょっと大阪市も頑張つて、そこはきちんと非正規の職員が不安にならないように継続して欲しいというふうに思う。

今、お渡ししたばかりなので、当然、検討なり判断する時間はないとは思いますが、一つ目は、申し訳ないが他の方に渡していないので申し上げるが、大阪府が全国一の死亡累計を出しているというこの原因と行政責任を明らかにすることと、それが無いもとの、これまでの対策について変更されるということはある得ないということで、一番にしている。二つ目は、感染拡大防止、子ども・教職員・職員の命と健康を守ることを最優先に必要な措置を継続すべきだということである。三つ目は、大阪市は全国に隠れてしまったが、前市長が国にちょっと数時間先駆けて一斉休校をやったり、大阪市だけオンライン授業の強制をしたり、教育行政に対する不当な行政からの支配をしたわけで、批判しているわけであるが、そういうことは二度と繰り返さないように、法を守りなさいというふうな主張である。四つ目は、学校保健安全法の規定と学校園長の判断を尊重して欲しい。当然のことであるが一般行政がすべて決めるものではない。学校保健安全法と学校園長の判断というのがあるので、それを尊重することということである。五つ目は、現在の特例措置を続けなさいということである。それから六つ目に、定年引上げの交渉の際に回答があつたと思うが、高齢期職員の労働安全衛生について回答されているわけで、そういう点からいって、新型コロナウイルス感染症による高齢期職員の健康上の問題について何ら配慮されないということは問題である。定年引上げ時の交渉の回答に反しているのではないかな。ちょっと

反しているというのはきつい言い方かもしれないが、何の配慮もなく終わりであるということあり得ない。七つ目は、マスクや様々な取扱いのことが先ほど通知が出たというのを聞いたので、それについては特段ない。八つ目は、保健師などの専門職員を抜本的に増員すること、これは最初に述べた、この間の死亡者累計を全国一にした行政責任からちゃんと対応せよということである。それから九つ目は、PCR検査について、市労組連は一貫して、子ども・教職員・職員のPCR検査のことを申し上げている。それから10個目は、先ほどもあったが、重篤化する可能性の高い妊婦等の様々な配慮、これも一切何の配慮もなく停止するというのは考えられない。11番目は、先ほどもあったが、役所でクラスターが発生して行政が止まっているという、そういうことも生じているし、現に学校園においても欠員が続いて非常に困難になっているという状況もあるので、それについての要求である。それから最後12番目は、先ほど病気休暇の話があったが、我々これも市労組連一貫して要求しているが、やっとこの4月、これはもう非常に評価をしたいというか我々の要求によって病気休暇の当初3日間無給について廃止をされたということについては評価をするし、非常に現場でも、現に2人の方から、コロナ後の後遺症で医者からも出勤が排菌の状況等も含めて止められているがどうしたらよいかということの中で、せめて病気休暇をということである。もう1人の方もそういう相談を受けたが、あの病気休暇当初3日間の廃止というのは非常に、現場の教職員にとって、職員にとってもありがたいことであるのでその点については評価をするが、同時に勤勉手当の支給割合に関する欠勤日数等に病気休暇が入っているということで、その勤勉手当の支給割合の欠勤日数等の制度そのものは変えなくても、その欠勤日数等から病気休暇を除外するという措置を、すべて感染症による病気休暇は除外するというふうにすれば大きな制度を変えずにでも我々が要求することは実現できるということで、それも合わせて、これはずっと一貫しての要求であるがそれを提出させていただいた。国の動向があるが、聞くところによると、会計年度任用職員に特別休暇を継続するとか、基礎疾患の人のワクチン接種職免を継続している自治体もあるようである。その点について、書記長が申し上げたように検討いただきたい。従って、現時点での我々の態度はそういう態度だということになる。以上である。

今日突然、申し入れさせてもらったところなので、是非とも最低限のところは残していただいて、職員が安心して働ける、安心して働き続けられる環境を是非とも作っていただきたいと強くお願いしたい。よろしくお願いします。

(市)

職員の勤務労働条件に関しましては、また引き続き協議をさせていただきたい。ただ、今回のコロナウイルスに係る特例措置については、我々としては国家公務員に準じた取扱いということで考えている。

(組合)

そこは準じたと言われるが、とりわけ地方自治体は市民と直接に接する機会が多い職場が圧倒的に多いわけである。よその自治体ではできているわけである。多くの職員を抱える大阪市ができないというのはちょっと。規則を変えるだけである。非正規の無給のところ、無給を有給にするというのはちょっと時間にかかるかもしれないが、この特例だけでも是非とも継続していただきたい。これが有給化になるまで。我々としては早急に有給化して欲しいというのが要求である。早急には無理だとしても、このコロナに関するところでは、特例は是非とも残していただきたい。先ほども言ったが、厚労省が5日間の療養を推奨しているわけである。非正規の方は、この病気休暇は10日ほどしかないところ、1度に半分も使うのでは本当に不安を抱えながら働かないといけない。そこで無理して働いて、出てきて感染拡大を起こすかもしれないといったところでは、職場で接する安全配慮義務にも関わってくる問題である。是非ともそこだけは最低何とか考え直していただきたい。強くお願いしたいと思う。是非とも、8日ということであるが、何とかして欲しい。是非とも検討をお願いしたい。市労組連としては先ほど委員長が言ったとおりである。よろしく願います。